

富津市タクシー運賃助成事業(令和6年度)

～運転免許証をお持ちでない方、妊産婦の方のお出かけ支援～

富津市では、運転免許証をお持ちでない高齢者等や自動車の運転が一時的に困難になる妊産婦の方に、タクシー利用に関する費用の一部を助成する事業を実施します。

助成の対象者

- 1 富津市に住民登録があり、運転免許証をお持ちでない方のうち、以下の要件のいずれかに該当する方
 - ①満年齢65歳以上の方
 - ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ③要介護認定または要支援認定を受けている方
 - ④特定医療費(指定難病)受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方【受給者証の写しの添付をお願いします。】
 - ⑤就学前の子どもを監護する父母(父母がない場合又は監護をしない場合は、当該子どもを監護する者と市長が認める者)
- 2 富津市に住民登録がある妊産婦の方(出産予定日の4か月前と予定日から2か月後までの間にある方)

タクシーでお出かけしやすくなるね
利用券を持っている人同士と一緒に
お出かけすると更にお得なの！



ふっつん

助成の内容

- 申請日に応じて、対象者1人につき、今年度は最大48枚の利用券(1枚500円上限)を一括で交付します。
- 利用券は、1回の乗車につき1人2枚を限度に使用できます。複数の対象者が同乗したときは、各対象者が1人2枚を限度に使用できます。
- 新型コロナワクチン接種会場へ移動する場合に限り、1回の乗車につき1人4枚を限度に使用できます。
- 乗車場所、降車場所の両方または片方が富津市内のタクシー利用のときに使用できます。

利用券の交付を受けるための手続き

- 事前に申請し、利用登録証と利用券の交付を受ける必要があります。
 - 助成対象者の要件に該当し、利用券の交付を希望する方は、裏面の申請書に必要事項をご記入いただき、郵送または下記窓口に提出してください。
- 申請先・お問い合わせ先(天羽行政センターでも提出可)

〒293-8506 富津市下飯野2443番地 富津市役所企画課公共交通係 80-1229

